

旭医大達第11号

旭川医科大学戦略本部規程を次のように定める。

令和5年1月25日

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学戦略本部規程

(設置)

第1条 旭川医科大学大学運営会議規程(平成16年旭医大達第4号)第6条の規定に基づき、大学運営会議の下に人事・組織戦略本部及び財務経営戦略本部(以下「本部」という。)を置く。

(目的)

第2条 本部は、大学業務の企画立案を円滑に進めることを目的とする。

(業務)

第3条 本部は、次に掲げる業務を行い大学運営会議に提案する。

(1) 人事・組織戦略本部

- ア 人事・組織に関する戦略を練る。
- イ 人事・組織に関する課題対応を検討する。
- ウ その他学長から指示のあった人事・組織に関する事項を検討する。

(2) 財務経営戦略本部

- ア 財務経営に関する戦略を練る。
- イ 財務経営に関する課題対応を検討する。
- ウ その他学長から指示のあった財務経営に関する事項を検討する。

(組織)

第4条 本部は、次に掲げる部員をもって組織する。

(1) 学長が指名する副学長又は学長補佐

(2) 人事・組織戦略本部には人事課長、財務経営戦略本部には会計課長

(3) その他、本部長が必要と認めた者 若干名

2 前項第1号及び第3号の部員は、学長が委嘱する。

3 本部に、それぞれ本部長を置き、第1項第1号に掲げる部員をもって充てる。

4 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名した部員がその職務を代行する。

(任期)

第5条 前条第1項第1号の部員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、副学長又は学長補佐の任期の末日を超えないものとする。

2 前条第1項第3号の部員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、本部長の任期の末日を超えないものとする。

(部員以外の者の出席)

第6条 事案により本部長が必要と認めたときは、本部に本部員以外の者の参加を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、人事・組織戦略本部は人事課、財務経営戦略本部は会計課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年1月25日から施行する。
- 2 旭川医科大学大学運営会議特別委員会規程(平成23年旭医大達第113号)は廃止する。

【制定理由】

人事・組織戦略本部及び財務経営戦略について必要な事項を定め、もって本学業務の企画立案の円滑な進行を図るものである。